

令和5年6月30日

お知らせ

契約担当官
航空自衛隊秋田救難隊
会計班長 澤田 俊太郎

航空自衛隊秋田救難隊で行う「オープンカウンター方式」による調達について、下記のとおりお知らせします。

記

航空自衛隊秋田救難隊では、一部の契約について、平成29年度から「オープンカウンター方式」による調達を実施しております。

オープンカウンター方式とは、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積りを徴する相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいいます。

調達の実施方法等については、次によるほか、航空自衛隊秋田分屯基地ホームページに掲載している「航空自衛隊基地等調達オープンカウンター方式実施要領」（以下「実施要領」という。）に記載のとおりです。

1 見積方法

対象契約案件は、「オープンカウンター方式（OC方式）による調達」の名称を付し、航空自衛隊秋田分屯基地事務室掲示板及び秋田分屯基地ホームページ（以下「基地ホームページ等」という。）で公表します。

参加希望者は、実施要領及び基地ホームページ等の掲載資料又は契約担当官の示す事項を確認のうえ、見積りをお願いします。

見積りの提出方法は、持参又は郵送によりますが、契約担当官が認めた場合は、電子メール又はファックスによる提出を可とします。

見積書の様式は任意としますが、見積依頼において、様式及び記載方法等を示した場合はそれによることとなります。

2 契約の相手方の決定

適正な見積書による申込者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方として決定します。

3 参加資格

見積合わせに参加することができる者は、次の各号に該当する者とします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号（以下「予決令」とい

う。)) 第70条の規定に準じて、これに該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当するものとします。

(2) 予決令第71条の規定に準じて、これに該当しない者であること。

(3) 次のアからエの条件を満たす者

ア 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）のC又はDの等級に格付けされ、地域の競争参加資格を有する者

イ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）

ウ ア又はイに該当しない中小企業者であつて、同一の相手方（公的機関、民間企業のいずれかを問わない。）に対し、直近1年間で1ヶ月以上にわたり、常時継続的に物品を納入し、又は役務等を提供している実績が確認できる事業者

エ 見積の提出日までの1年間において、本契約の契約担当官との間で契約を締結した実績がある事業者（アの競争参加資格において、A又はBの等級に格付けされている者を除く。）

(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(6) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。

4 その他、契約担当官が必要と認め、参加条件を見直した場合は、それに適合する者

上記の細部又は不明な点等については、次の問い合わせ先まで、連絡して下さい

〒010-1211

秋田県秋田市雄和椿川字山籠23-26

航空自衛隊秋田救難隊会計班

TEL：018-886-3320（内線254）

FAX：018-886-3320